

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

東日本大震災の経験を経て、わが国では国民全般にエネルギー供給に関する懸念や問題意識がこれまでになく広まったため、エネルギー自給率の向上や地球環境問題の改善に資する再生可能エネルギーには、社会的に大きな期待が寄せられている。

平成 26 年に閣議決定された「エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーに対して、低炭素で国内自給可能なエネルギー源として重要な位置づけがなされている。また、再生可能エネルギーのうち特に風力に関しては、経済性を確保できる可能性があるとして評価されている。

兵庫県は、「第 4 次兵庫県環境基本計画」（兵庫県、平成 26 年）において、「豊かで美しいひょうご」を目指し、施策を展開しており、再生可能エネルギーの導入拡大を必要としている。また、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（兵庫県、平成 29 年）において、「2030 年度温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26.5%削減」という削減目標を設定している。

また、本事業の対象事業実施区域である兵庫県新温泉町では、「海・山・温泉 人が輝く夢とぬくもりの郷」を将来像として掲げ「第 2 次新温泉町総合計画」（新温泉町、平成 29 年）を策定し、再生可能エネルギーの導入推進を図るとしている。

本事業は、上記の社会情勢に鑑み、好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、微力ながら電力の安定供給に寄与すること、地域に対する社会貢献を通じた地元の振興に資することを目的とする。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 特定対象事業の名称

(仮称) 新温泉風力発電事業

2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

風力(陸上)

2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力

風力発電所出力 : 92,000kW

風力発電機の単機出力 : 4,500kW

風力発電機の基数 : 21基

※風力発電所出力は現段階の想定規模であり、風力発電機の単機出力及び設置基数に応じて変動する可能性がある。

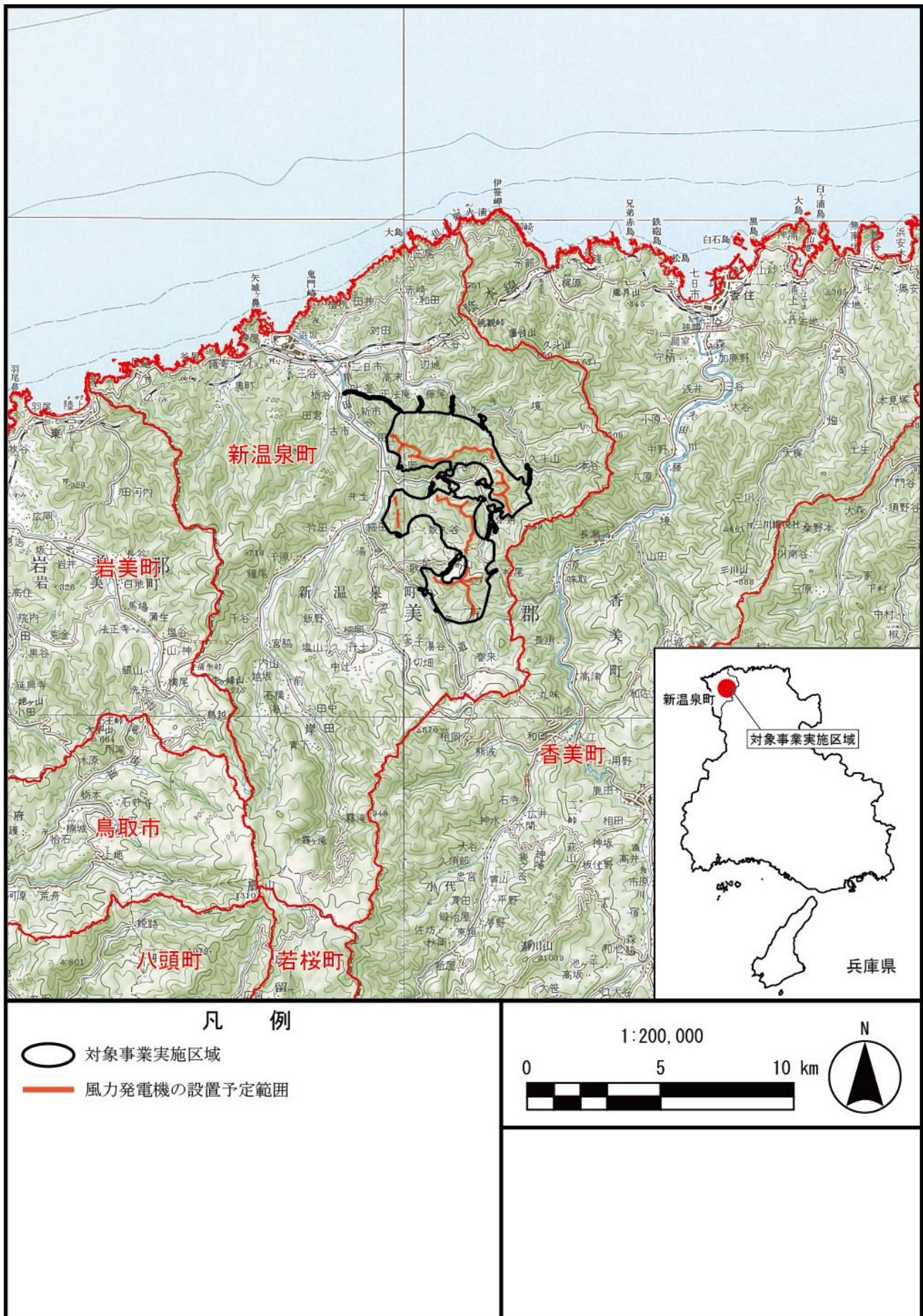
2.2.4 対象事業実施区域

対象事業実施区域の位置は第2.2-1図のとおりである。

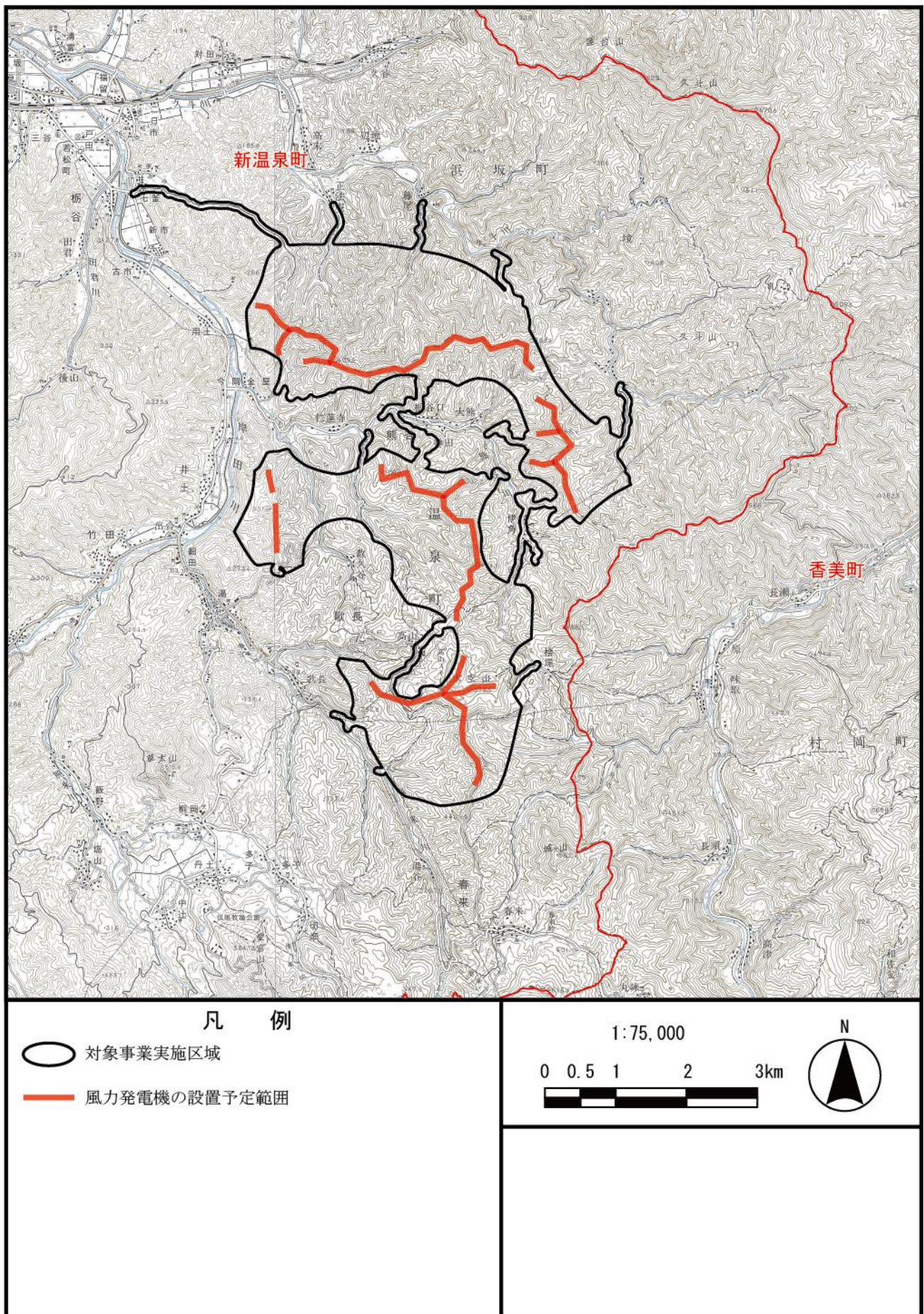
対象事業実施区域については、既存道路の拡幅、新設のアクセス道路等の改変の可能性がある範囲、風力発電機の設置予定範囲を包含する形で設定した。なお、対象事業実施区域の検討経緯については、第7章にその詳細を記載する。

対象事業実施区域 : 兵庫県美方郡新温泉町

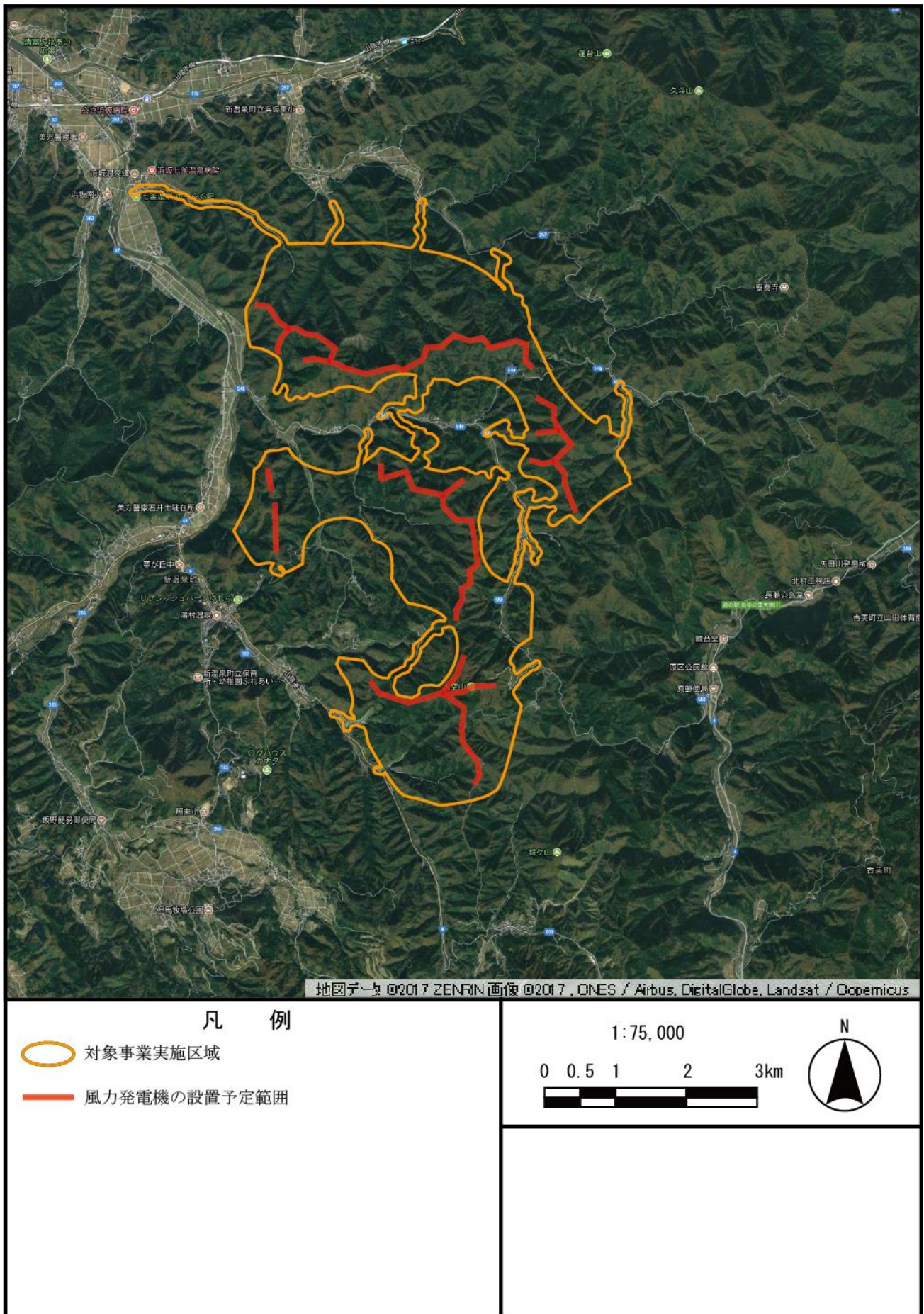
対象事業実施区域の面積 : 約1,967ha



第 2.2-1 図(1) 対象事業実施区域の位置及び周囲の状況（広域）



第 2.2-1 図(2) 対象事業実施区域の位置及び周囲の状況



第 2.2-1 図(3) 対象事業実施区域の位置及び周囲の状況（衛星写真）

2.2.5 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

1. 発電所の設備の配置計画

現段階における発電設備の配置計画は第 2.2-1 図のとおりである。

風力発電機の設置地点は、今後の現地調査の結果、関係機関並びに地権者との協議や許可等を踏まえ決定するため、変更の可能性がある。そのため、現時点での配置計画は、風力発電機の設置を検討する範囲（以下、「風力発電機の設置予定範囲」という。）を線状で示すこととした。

2. 発電機

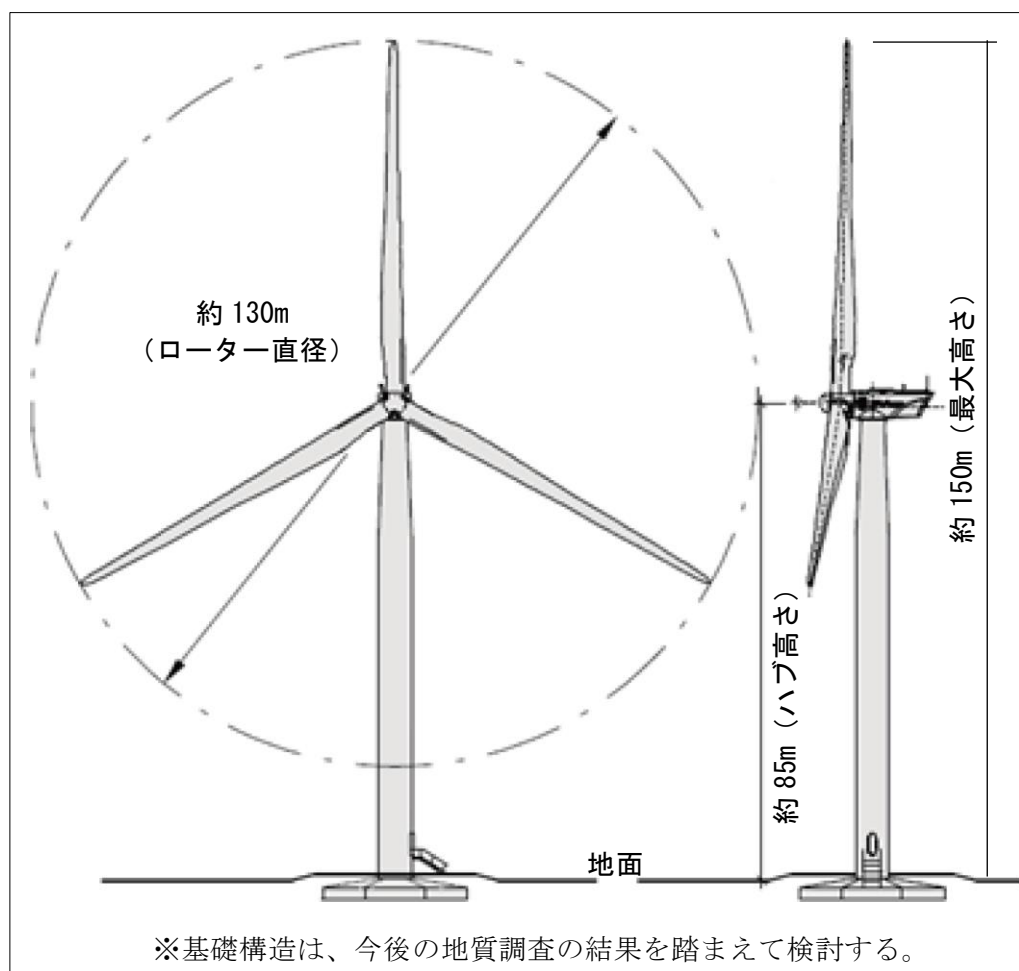
設置する風力発電機の概要は第 2.2-1 表、外形図は第 2.2-2 図、基礎構造は第 2.2-3 図のとおりである。なお、基礎構造は、今後の地質調査の結果を踏まえて決定する。

風力発電機は風車メーカーの工場内にて塗料を塗布した状態で納入されるため、建設時の塗装は実施しない。塗料については、超速硬化型で耐久性に非常に優れたものを使用するため、降雨や剥離による有害物質の流出は防止されている。また、塗料中の VOC については、塗装後一定期間養生する。以上より、供用時の飛散はない。

なお、塗装状態の確認は少なくとも年 1 回の定期点検時及び修理時（不定期）における目視点検により行うこととしている。再塗装を行う必要性が生じた際は、使用する塗料を最小限にしながら、対象物以外に付着しないよう養生して作業するものとする。

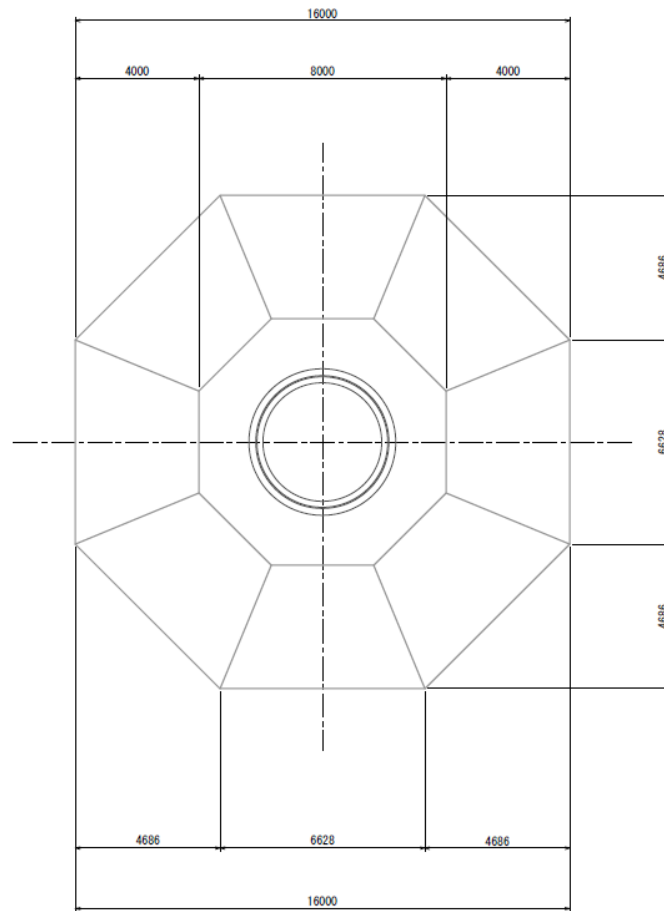
第 2.2-1 表 風力発電機の概要（予定）

項目	諸元
定格出力	4,500kW
全高	約 150m
ローター直径 (ブレードの回転直径)	約 130m
ハブ高さ (ブレードの中心の高さ)	約 85m
カットイン風速	3m/s
定格風速	13m/s
カットアウト風速	24m/s
定格回転数	15～19rpm
設置基数	21 基
耐用年数	20 年

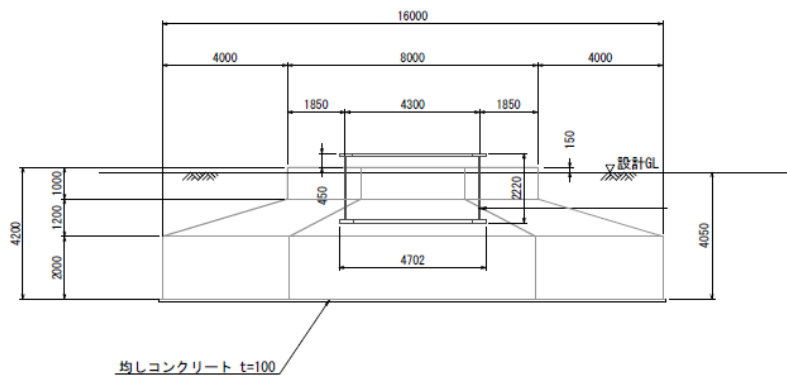


第 2.2-2 図 風力発電機の外形図（予定）

平面図



断面図

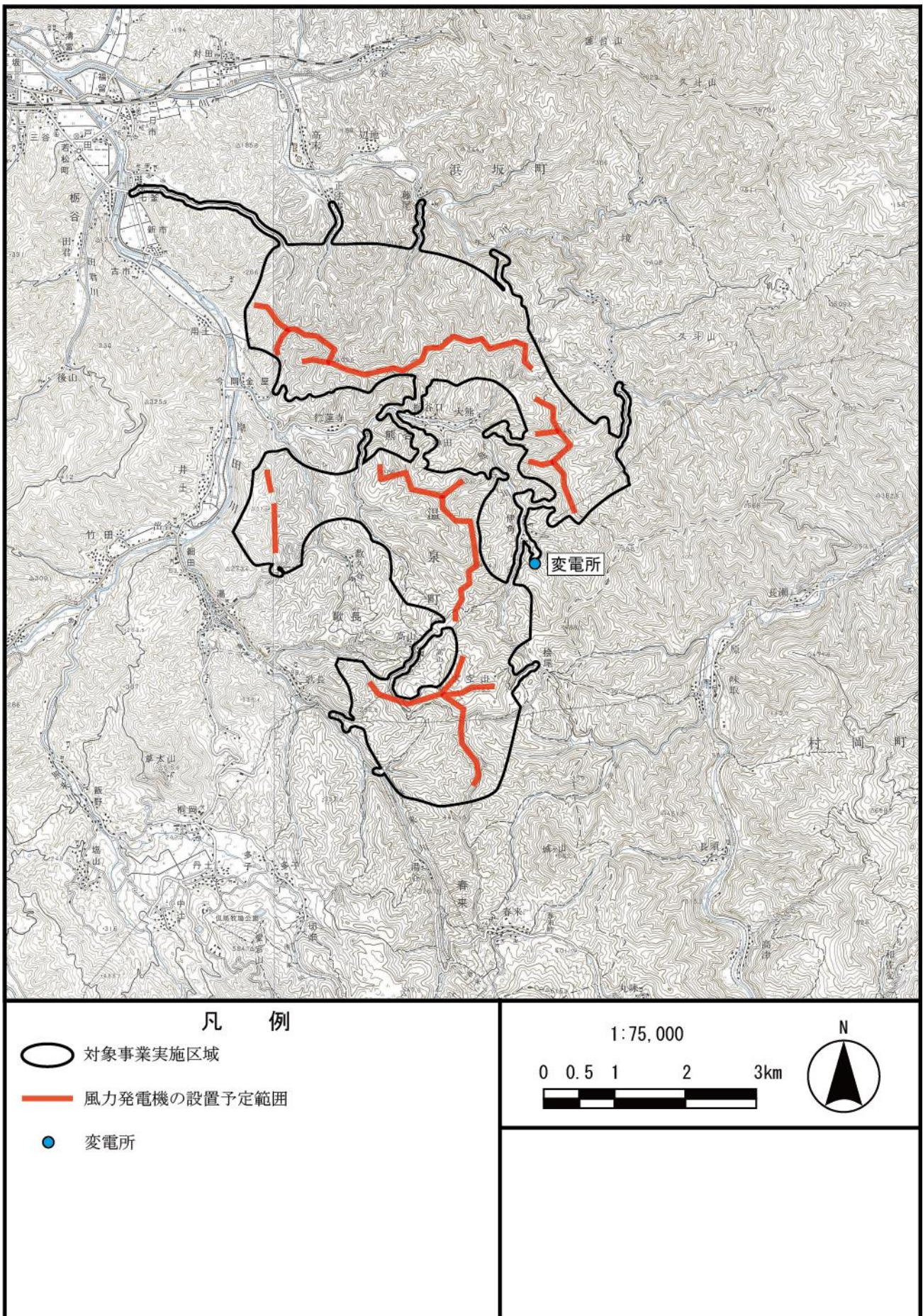


(単位：mm)

第 2.2-3 図 風力発電機の基礎構造（例）

3. 変電設備

変電所の位置は第 2.2-4 図を予定している。



第 2.2-4 図 変電所位置

2.2.6 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化するもの

1. 工事に関する事項

(1) 工事概要

対象事業実施区域における主要な工事は、以下のとおりである。

- ・道路工事、造成・基礎工事等：機材搬入路及びアクセス道路整備、ヤード造成、基礎工事等
- ・据付工事：風力発電機据付工事（風力発電機輸送含む。）
- ・電気工事：送電線工事、所内配電線工事、変電所工事、建屋・電気工事、試験調整

(2) 工事工程

工事工程の概要は、第 2.2-2 表のとおりである。

建設工事期間：平成 32 年 8 月～平成 35 年 1 月（予定）

試験運転期間：平成 35 年 1 月～平成 35 年 3 月（予定）

営業運転開始：平成 35 年 4 月（予定）

第 2.2-2 表 工事工程（予定）

着工後の年数	1				2				3			
月数	0	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	
項目	▼着工											
主要工程	営業運転開始▼											
道路工事												
造成・基礎工事												
据付工事												
電気工事												
試運転												

注：上記の工事工程は現時点の想定であり、今後変更される可能性がある。

(3) 主要な工事の方法及び規模

① 道路工事、造成・基礎工事及び据付工事

a. 道路工事、造成・基礎工事及び据付工事

取付道路及び風力発電機組立作業ヤード（供用後のメンテナンス用管理ヤードとしても使用する。）の樹木伐採や整地、風力発電機建設地における基礎地盤の掘削工事などを行う。

各風力発電機の造成・基礎工事の後、クレーン車を用いて風力発電機の据え付け工事を行う。

b. 緑化に伴う修景計画

改変部分のうち、切盛法面は可能な限り在来種による緑化（種子吹付け等）を実施し、法面保護並びに修景等に資する予定である。なお、種子配合は極力在来種を用いるという方針のもと、用地管理者と協議の上決定する。

② 電気工事

電気工事は、関西電力株式会社の変電所へ連系させるための変電所工事、変電所と各風力発電機を接続する配電線工事等を予定し、変電所から風力発電機までは、鉄塔を設置し架線又は地下埋設させる予定である。配電線工事等により改変が想定される部分を対象事業実施区域に含めた。

2. 交通に関する事項

(1) 工事用道路

大型部品（風力発電機等）の搬入ルートは第 2.2-5 図のとおりである。大型部品（風力発電機等）を浜坂港（兵庫県）から荷揚げし、一般国道 178 号、主要地方道 47 号等の既存道路を経由して、対象事業実施区域に搬入する。

工事用資材等の搬出入に係る車両（以下「工事関係車両」という。）の主要な走行ルートは第 2.2-6 図のとおりである。工事関係車両は、新温泉町浜坂市街地から対象事業実施区域に向かう既存道路を利用する計画で、今後の検討結果により詳細を決定する予定である。

対象事業実施区域内における大型部品の搬入ルート及び工事関係車両走行ルートは現段階では未定である。

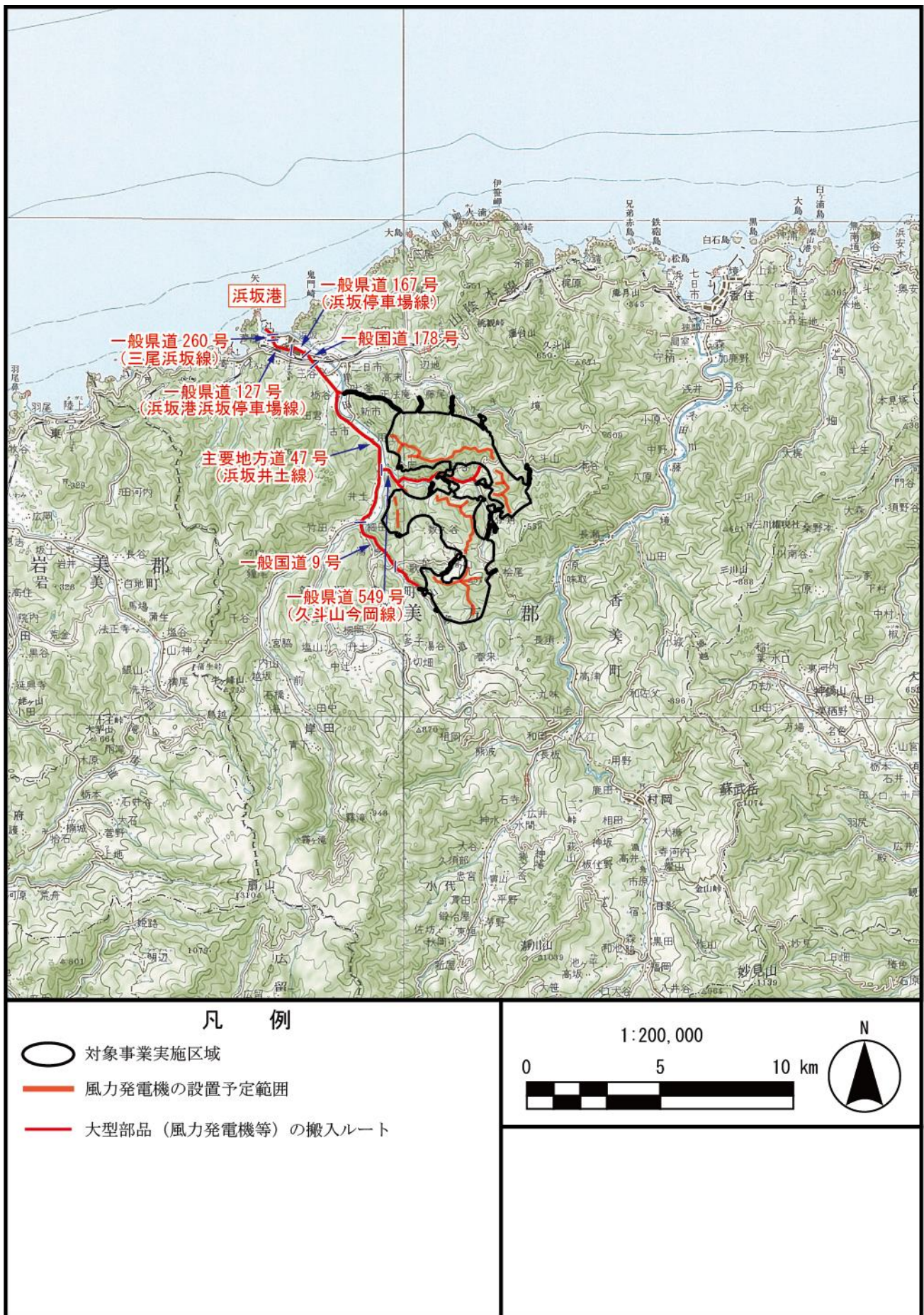
既存道路のカーブ部分の拡幅等（伐採・造成・鉄板敷設等）は最小限にとどめ、各風力発電機の設置箇所に至る道路を整備する。拡幅等の改変が想定される既存道路を対象事業実施区域に含めた。なお、上記の輸送・搬出入経路は現時点での想定であり、今後の関係機関等との協議により確定する。

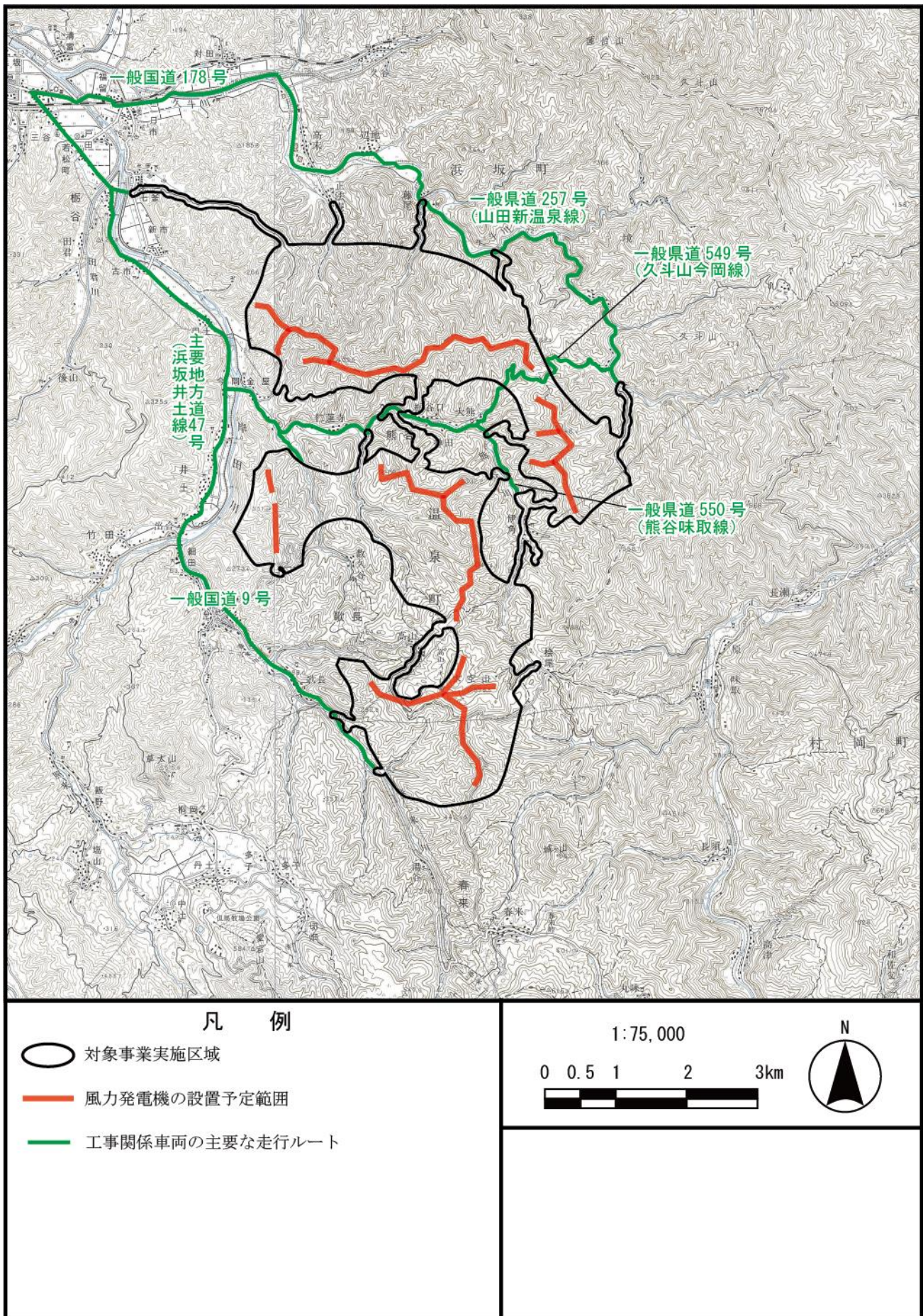
道路整備に当たっては、近隣住民に対し事前に十分な説明を行う。

(2) 工事用資材等及び大型部品（風力発電機等）の運搬の方法及び規模

建設工事に伴い、土石を搬出するダンプトラックが走行する。また、風力発電機基礎工事の際には基礎コンクリート打設のためのミキサー車及びポンプ車が走行する。

大型部品（風力発電機等）の輸送は、1 基あたり延べ 10 台程度の車両で行う。うち 1 日あたりの最大輸送台数は 4～5 台程度を予定している。なお、特殊車両による大型部品の陸上輸送は夜間に実施する。大型部品については輸送の途中で空地に一時仮置きし、別の特殊車両（トレーラー等）への積み替え作業を行う可能性がある。仮置き及び積み替え場所の選定にあたっては、住宅等からの離隔を確保することに留意する。





第2.2-6図 工事関係車両の主要な走行ルート

3. その他の事項

(1) 工事前仮設備の概要

工事期間中は、対象事業実施区域内もしくはその近隣に仮設の工事事務所を設置する予定である。

(2) 騒音及び振動の主要な発生源となる機器の種類及び容量

現時点では建設に係る詳細設計が未了であるため、騒音及び振動の主要な発生源となる建設機械の種類及び容量の検討に至っていないが、陸上における風力発電機の設置事業であることから、弊社関連会社の他事業と同様の建設機械を使用する予定である。

例として、弊社関連会社の他事業（「(仮称) 中里風力発電所の設置に係る環境影響評価準備書」（くにうみウィンド 1 号合同会社、平成 29 年））で使用する主な重機を第 2.2-3 表に示す。可能な限り排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型の機器を用いる計画である。

第 2.2-3 表 建設工事に使用する主な重機の種類

区分	使用重機	仕様	内容
土工事 (道路、風車ヤード)	バックホウ	0.8m ³	切土、盛土
	ブルドーザー	21t 級	掘削、整地
	ダンプトラック	10t 級	運搬
風力発電機基礎工事	バックホウ	0.8m ³	基礎掘削、埋戻土砂積み込み、敷砂利均し
	ダンプトラック	10t 積	運搬
	トラックミキサ	4m ³	コンクリート運搬
	コンクリートポンプ車	ブーム 50～110m ³ /h	コンクリート打設
	トラッククレーン	25t 吊	組立解体、据え付け
	タンパ	60～80kg	埋め戻し土砂締固め
雨水排水設備工事	バックホウ	0.45m ³	掘削、据え付け、積み込み
	ダンプトラック	4t 積	運搬
	ユニック車	4t	雨水桝運搬
風力発電機機器 据付工事	クレーン	50t	据え付け
	クレーン	200t	据え付け補助
	クレーン	1200t	据え付け補助
	場内発電機器運搬 特殊トレーラ	—	運搬
風車機器輸送工事	トラッククレーン	50t	吊り込み
	トラッククレーン	200t	吊り込み
	特殊トレーラ	—	運搬
	誘導車	1,500cc	トレーラ誘導

注：弊社関連会社の他事業（「(仮称) 中里風力発電所の設置に係る環境影響評価準備書」（くにうみウィンド 1 号合同会社、平成 29 年 9 月）」の内容を参考として掲載した。

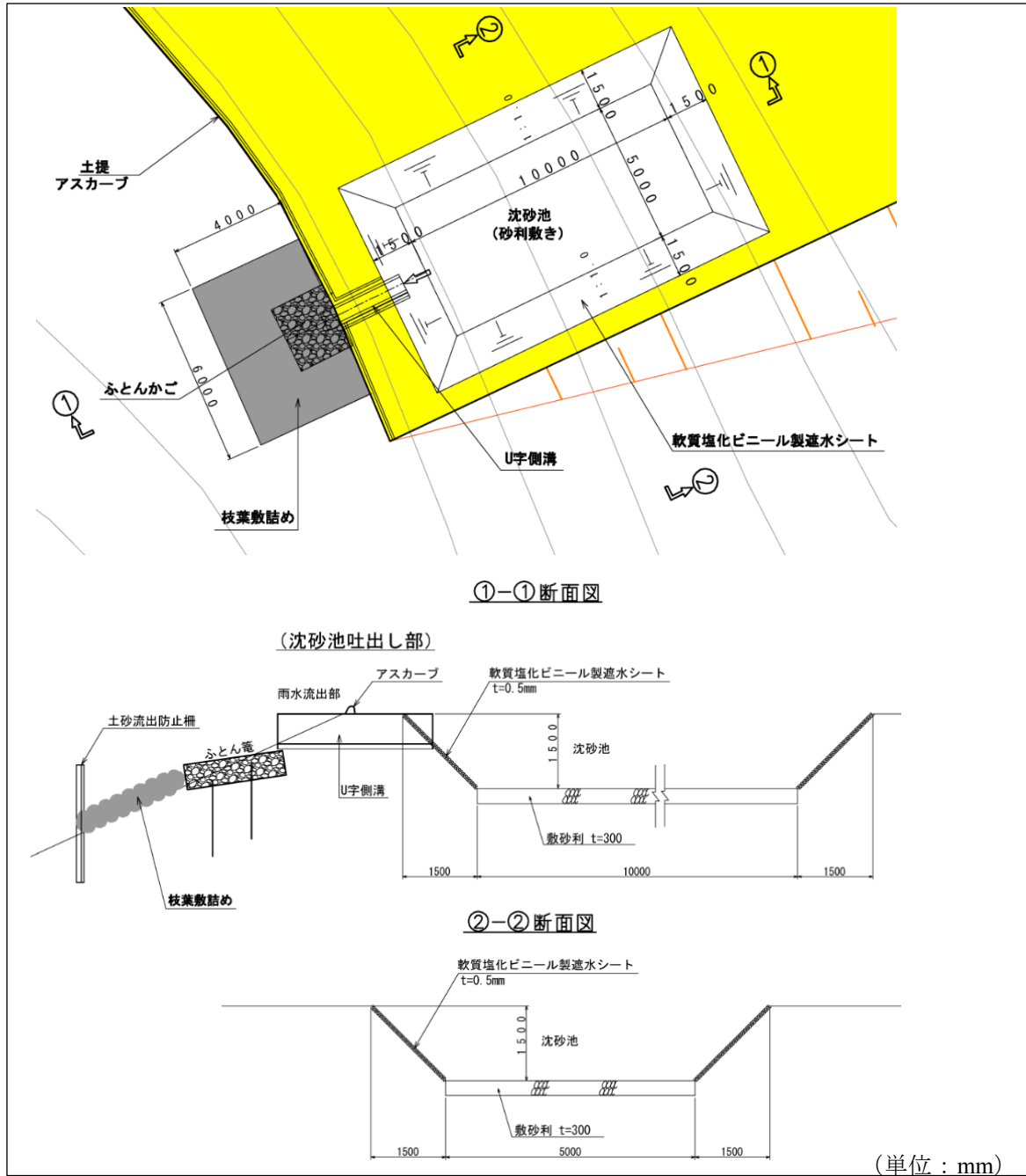
(3) 工事中用水の取水方法及び規模

工事中の用水は、給水車により、現地への必要容量の搬入を予定している。散水、車両洗浄等の工事用水として使用を予定する。これらの用水の調達先は未定である。

(4) 工事中の排水に関する事項

① 雨水排水

降雨時の排水は、各ヤード横に設置する沈砂池（第 2.2-7 図参照）に集積され、土砂等を沈降させる等、適切に処理を行うとともに、沈砂池の容量を超える場合には、ふとんかごを介して流速を抑えた上で拡散して自然放流される。



第 2.2-7 図 濁水処理設備の概要（沈砂池の例）

② 生活排水

対象事業実施区域内に設置する仮設の工事事務所で利用する水（生活用水）は、近隣施設の公共下水道を利用して排水する。また、トイレは汲み取り式にて対応することで計画する。

(5) 土地利用に関する事項

今後の風況調査や環境調査を踏まえて、改変区域を検討する際には、関係機関と協議の上、既存道路を有効に活用し、土地改変及び樹木伐採の最小化を図る等、可能な限り改変面積を小さくするよう検討する。

(6) 樹木伐採の場所及び規模

造成工事においては既存の林道を最大限活用することで、道路の拡幅等の改変区域を低減する計画である。また、今後の概略設計及び詳細設計において、改変区域を低減するよう配慮する。

(7) 工事に伴う産業廃棄物の種類及び量

対象事業実施区域における工事に伴う産業廃棄物の種類としては、木くず（伐採木含む。）や金属くず、紙くず、廃プラスチック類、コンクリート殻及びアスファルト殻等となるが、それぞれの発生量は現時点で未定である。

工事の実施に当たっては、風力発電機、変電機器等の大型機器類は可能な限り工場組立とし、現地での工事量を減らすこと等により廃棄物の発生量を低減し、産業廃棄物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、可能な限りの有効利用に努める。有効利用が困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき適正に処分する。

(8) 残土に関する事項

現時点において発生量は未定であるが、造成工事においては土量収支の均衡に努める。発生土は原則として対象事業実施区域内で全て処理し、場外への搬出は行わない計画である。ただし、今後の計画において残土が発生する場合には、土捨場の設置を検討する。

(9) 主要な建物等

管理事務所は市街地の貸事務所を利用し、通信回線を用いて遠隔制御・操作を行い、故障等不具合が発生した場合、速やかに対応できる体制を整える。なお、近隣住民との連絡窓口等として管理事務所を活用する。

(10) 材料採取の場所及び量

工事に使用する骨材は、市販品等を利用することから、土砂及び骨材採取等は行わない予定である。

(11) 対象事業実施区域周囲における他事業

対象事業実施区域周囲における他事業は存在しない。